令和８年６月版

鹿児島県伊佐市地域おこし協力隊「中心市街地の活性化」募集要項

【　募集にあたって　】

人口減少及び少子高齢による過疎化に伴い、まちの活力が加速的に失われつつある現状にあって、市の周辺部はもとより中心市街地にあっても、飲食店や商店、スーパーなどが減少している現状があります。

市の中心部としての機能を維持する意味でも、令和９年５月に新庁舎を中心市街地に移転し、コンパクトな人の流れをつくり、中心市街地として今一度活力を与えることを期待するなか、商店街をはじめ、新しい動きを生み出す仕掛けに取り組んでいく必要があります。

さらに中心市街地のターミナル機能が期待されるふれあいセンター（アトリウム等）においても、官民を挙げた多様な活用を促進するうえで、具体的な利用方法や使用の決まりなどを整理し、人が対流する空間づくりを進めていくことを検討しています。

そこで、市や商工会、通り会なども含め、中心市街地の活性化のために、空き店舗の有効活用や商店街の定期イベントの企画・実施、ふれあいセンターアトリウムの効果的な活用検討を地域人材と連携してお手伝いいただきたいと考えています。

これらにご興味をもたれ、ご自身のスキルを活かし、地域とコラボしながら実現化に向けたお手伝いが可能な方をお待ちしております。

１　募集する隊員の業種等

（１）　主たる業務

「中心市街地の活性化」

（２）　業務・活動概要

（ア）　具体的活動内容

〇商店街の活性化・魅力向上につながる活動

・伊佐市商工会と連携した活動及び運営支援

・商店街における新たなアイデアによるイベント等の企画

〇商店街空き店舗の利活用につながる活動

・空き店舗の情報収集や、利活用の企画立案

・空き店舗活用につながる情報の発信

〇商店街への誘客につながる活動

・SNS 等による情報発信

・空き店舗の情報の発信やPR活動

《例えば…３年間の活動一例》

１年目：中心市街地の現状把握と商店街とのイベント等の企画・実施。商工会や地域づくり人材との意見交換やSNS等での情報発信

２年目：１年目の活動を継続しつつ、空き店舗の効果的な活用提案や活用支援策の検討

３年目：２年目の活動を継続しつつ、ふれあいセンター等の交流拠点と市街地を対流する仕掛けづくり

（イ） 隊員の企画提案業務

主たる業務を遂行するなかで、地域住民や地域づくり団体等と協働による地域づくりに資する活動を隊員が自ら企画し、提案した事業について、市が適当と認めた場合、一定の範囲内において業務の一環として組み込むことができます。

《例えば…》

〇まちのコンシェルジュとしての機能を担いたい。

〇特技を活かしたワークショップ等により住民と交流を図りたい。

〇住民と連携して地域イベントを企画・実施したい。

など、自由に興味を持ったことを企画してください。

（ウ） その他（副業及び企業に向けての準備業務）

市の担当者と相談の上、業務の支障のない範囲であれば副業を認めます。

また、任期終了後に市内での起業を目指す場合はその準備作業も業務対象とします。

２　募集人数

１名

３　応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

(1)　年齢 ： 20 歳以上概ね 50 歳未満（令和８年４月 1 日現在）

(2)　３大都市圏（※１）及び３大都市圏外の都市地域（※２・※３）に在住の方で、生活の拠点を伊佐市に移すとともに伊佐市に住民票を異動することができる方

(3)　伊佐市に１年以上居住が可能な方

(4)　心身ともに健康で地域住民の方々とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方

(5)　普通自動車運転免許を取得している方（生活用に自動車・バイク等の調達を推奨します）

(6)　パソコン等の一般的な操作ができる方（Word、Excel 等の操作や SNS 活用等）

(7)　活動終了後、起業・就業し、定住する可能性のある方

(8)　地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

（※１）　３大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

（※２）　都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（以下「条件不利地域」という）に該当しない市町村をいう。

（※３）「過疎、山村、離島、半島等の地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。

4　活動場所　鹿児島県 伊佐市内（伊佐市役所大口庁舎内）

5　活動時間

(1)　１か月の勤務を要する日は、原則として 17 日とします。（13 ヵ月目以降は 15 日）

(2)　活動時間は、原則として８時 30 分から 17 時までとします。なお、12 時から 13 時までの１時間の休憩時間を含みます。

6　活動形態・期間

(1)　伊佐市の会計年度任用職員として伊佐市長が委嘱します。

(2)　活動期間は、着任日から年度末（３月 31 日）までとします。再度の任用については、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断することとし、活動期間は最長で３年間（36 ヶ月）となります。

(3)　地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7　給与等

(1)　月額 204,990 円を支給します。（所得税、社会保険料等が控除されます）

(2)　期末手当及び勤勉手当 最大年間 2.45 月（６・12 月に支給します。ただし、任用期間の関係で最初の支給は満額支給されない場合があります。）

(3)　通勤手当なし（自家用車を活動に使用した場合は、別途手当支給あり）

8　接遇・福利厚生

(1)　社会保険、雇用保険に加入します。

(2)　公務災害補償の適用を受けます。

(3) 活動期間中の住居にかかる家賃は伊佐市が負担します。（生活必需品や光熱水費等は自己負担）

※ ただし、家賃月額が５万円を超える場合の超過分は自己負担となります。

(4)　年休 最大 10 日（採用日、勤続年数により変わります。）

※年次有給休暇及び年次有給休暇以外の休暇は、伊佐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を適用します。

(5)　特別休暇 あり

（6）　その他 引越しにかかる費用は自己負担です。

9　応募手続き

（1）　応募期間 令和８年　月　　日（　）から令和９年１月 29 日（金）まで（必着）

※ 順次、選考を行っていくことから、応募期間中であっても募集を締め切る場合がありますのでご留意ください。

（2）　提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して伊佐市役所 企画政策課 政策調整係まで郵送又は持参して下さい。

※ 応募用紙等はお返しいたしません。

10　選考方法

（1）　第１次選考　（書類審査：順次選考します）

書類選考の上、結果を文書で通知します。

※ 応募用紙により書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

（2）　第２次選考　（面接：順次選考します WEB 面接可）

① 第１次選考合格者を対象に面接による審査を行います。日程等の詳細は、第１次選考結果の通知の際にお知らせいたします。

※ 面接は原則伊佐市での開催を予定していますが、応募者が希望する場合はオンラインで実施することも可能です。

※ 面接のために要する交通費等は自己負担となります。

② 選考結果（最終）を文書で通知いたします。

※ 選考結果通知書（採用内定通知書）は、面接が終わり次第早急に発送いたします。

11　応募・問い合わせ先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所 企画政策課 政策調整係

受付時間：閉庁日を除く（午前８時 30 分～午後５時 15 分）原則、勤務時間内

担当 ： 日高　一寛

電話 ： ０９９５－２３－１３１１ FAX ： ０９９５－２２－５３４４

E-mal ： seisaku@city.isa.lg.jp

12　その他

◆ 鹿児島県伊佐市って？ 空き家バンク、移住者の声などを掲載！

【ここがい～さ】

◆鹿児島県伊佐市の面白いスポットやグルメ暮らしの情報などを発信中

【いさがい～さ】